

# 市政報告

## 12月定例議会の内容

人権擁護委員候補者の推薦、過疎地域自立促進計画の変更、府中市放課後児童クラブ条例の一部改正、府中市いじめ問題調査委員の報酬、平成26年度府中市一般会計補正予算などを審議しました。放課後児童クラブについては、小学校6年生まで対象が広がったので、それに対応できるように随時体制や施設を整えていくことになりました。

補正予算の内容は、病院機構への負担金8000万円増、文化センター西南のはじまりの広場などの用地買収費8200万円などでした。

市民クラブが提出した「少人数学級推進」を求める意見書などを採択し、個人情報に関する百条委員会設置の決議は否決されました。



10月29日 上下駅前街頭宣伝活動

発行者：市民クラブ  
小川 敏 男  
水田 豊  
土井 基 司  
府中市出口町 1076-4  
TEL 41-7894

## 新年決意表明

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は温かい励ましをいただきありがとうございます。議会の厚生委員会に所属しております。初心を忘れることなく頑張つてまいります。引き続きのご支援、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

府中市政は、市長の交代によりこれまでの独善、排除の強権的な市政運営は無くなりました。

市長懇談会の開催、出産応援金の創設など、新市長による対話重視の市政運営がおこなわれていますが、基本的な路線は前市長を引き継いでおり、新市長の特色が生かされるにはもう少し時間がかかりそうです。

北市民病院の縮小問題も、いままで一度も話し合いを持たなかった前市長とは違い、要望書を市長室でうけとるなど対応は変わってきています。ただ病院の縮小には歯止めがかかっていません。戸成市長と対話を進めてまいります。

府中市議会も定員20名のうち新人が10名となり、市長交代も伴って明るく開放的な雰囲気にはなっていますが、前市長派による情報漏えい問題などが起こっており、引き続き改革して行かねばならぬ問題も残っているように感じております。

これからも、住みよい町をつくるためみなさんとともに歩んでまいりたいと思っています。

2015年1月 水田 豊

# 個人情報漏えい問題

## 市民クラブ100条委員会設置を提案するも 平成クラブ・公明党が反対し否決

### 「わからない」ではすまされない 調査の継続を！

百条委員会（ひゃくじょういいんかい）とは、都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第100条に基づき、地方議会が議決により設置した特別委員会の一つ（特別委員会の根拠条文は地方自治法110条）

地方自治法第100条第1項には「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」（一部抜粋）との条項があり、この権限は議会の百条調査権とも呼ばれる。

百条調査権の発動に際しては、証言・若しくは資料提出拒否に対し禁錮刑を含む罰則（同条第3項）が定められており、国会の国政調査権（日本国憲法第62条）に相当するものである。議会の議決にあたっての補助的権限、執行機関に対する監視機能、世論を喚起する作用等を有している。

ウィキペディア フリー百科事典より（インターネット）

※かって2008年（平成20年）にも、小中一体校建設工事の入札問題などで、百条委員会の設置を求めましたが、臨時議会で否決された例があります。

#### 府中市個人情報保護条例

第1条（目的）この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人情報に係る市民の権利を保障することにより、公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、市民の基本的権利を擁護することを目的とする。

第2条（定義）この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（4）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

第3条（実施機関の責務）実施機関は、市民の基本的権利を擁護するため、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な措置を講じなければならない。

第4条 個人情報の収集等を行う実施機関の職員（特別職の職員を含む。）は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく、みだりに他に漏らし、又は不当に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする

政治団体平成会の文書配布は、個人情報保護条例違反、公務員による秘密漏えい問題に発展しています。この問題は10月末の議会報告会でも参加者の皆さんから、しっかりと調査してほしいとの要望をいただきました。にもかかわらず、12月議会では調査を求めるための100条委員会の設置は否決されました。

引き続きのみなさんのご支援をおねがいします。  
事件の経過  
9月4日議会の一般質問で「市職員時代の交通費」についての質問あり。  
9月19日付けで政治団体平成会（会長平田八九郎）の文書が配布される。  
戸成市長が職員当時、通勤手当を過大に受け取っていたというもので、文書中

に戸成市長の1988年（昭和63年）の給与支給明細書、1994年（平成6年）の通勤届が掲載された。  
10月9日個人情報流出の新聞報道。  
10月17日府中市が調査結果を公表。「通勤届は原本の写しに相違ない。通勤手当の過大な受取に関して明白な事実を示されていない。いつ、誰が、誰にといった

事柄について何らの確証が得られなかった」  
11月10日府中市内住民が地方公務員法違反（秘密漏えい）の疑いで、告発状を広島地検福山支部に提出。（11月20日受理）  
12月12日府中市議会でも市民クラブ提出の「個人情報の取扱いに係る調査に関する決議」平成クラブ、公明党の反対により否決。



## 過疎自立促進 計画の変更

府中市全域が過疎地域に指定され、上下地域などに限定されていた過疎自立促進計画を全域での計画に変更することになりました。大きな事業、有利な資金運営ができるものに優先的に充当したので、府中市民病院改築、道の駅関連事業の

額が大きくなっています。

市町村単位での指定のため、過疎地域と思われる地域も含まれています。本来は過疎の実態がある地域の自立計画を立てるべきで、また、借金ですから、身の丈に合った運用が重要です。地域を限定した真に過疎対策となる事業計画・実施を求めていきます。

## 地域医療を守る会 第5回シンポジウム

12月13日（土）に上下町民会館で地域医療を守る会の第5回シンポジウムが約200人の参加で開催されました。毎回多くの参加者があり、地域の病院を守っていくこうとする住民の熱意が感じられます。

基調講演では、内田博文

「平成会」というビラ

が前市議会議長名で市内に配られている。戸成市長を誹謗中傷する内容に市民の批判が募っている。人口減少と財政逼迫で市の将来が危機に瀕していると、再建策が論議されず権力闘争に市民はうんざりしている。

8年前当時の戸成議長の不信任動議に対し、市議会平成クラブ会長は「調査したがその事実はなかった」と議会本会議で発言していたが「昨日の友は今日の敵」とばかりに戸成市長を攻撃し市政を混乱に

おとしられている。

中傷記事の本質は、市民のプライバシーが行政の手によって漏えいしたことである。何の目的で、誰によって、なされたかである。

市は調査をしたが分から

## ○ 視点 ○

ないと幕を引いた。行政は市民の個人情報を実限なく収集し、みだりに漏えいされないよう職員の守秘義務、個人情報保護条例をつくった。にもかかわらず今回、個人情報漏えいし

政争の具としてビラまかれるといふ前代未聞の事件が起きた。市民の行政に対する信頼は完全に失墜したといっても過言ではない。市理事者と議会は、市民の信頼を取り戻すために行政責任の明確化を果たすことは当然の責務で、原因や結果について報告する義務がある。「なぜそうなったのか」「どうしてなのか」。原因の究明がなければ有効な対策はできない。市民は税金を負担し、公共サービス、住民福祉を委ねている。市は説明責任を果たさなければならぬ。



九州大学名誉教授から「患者の権利法について」という題で、「ほとんどの先進国で患者の権利を守る法律が制定されているが、日本は未制定で、医療従事者や行政も患者の人權に関する意識が低い。それがハンセン病患者の人權を無視し、強制隔離を続けた要因にもなっている。ハンセン病裁判以後、医師会や厚生労働省

にも理解が広がり、『医療基本法』などの制定が近づいている。法に『自治体の保健サービスから必要な保健援助を受ける権利』を明記することが、自治体財政に左右されず、地域医療の崩壊を防ぐ手段になりうる。」というお話がありました。続いて、行政訴訟弁護団の弁護士からは、「1審では門前払いであったが、多くの住民が参加していることで、診療所化を進めようとしている行政にブレーキをかける役割を果たしており、裁判闘争は無駄にはなっていない。控訴審でも多くの方が毎回傍聴することが裁判官の心証に大きく影響する。引き続き粘り強くとりくむことが必要。ともにがんばりましょう。」と報告と決意表明がありました。引き続き公開討論では病院縮小による弊害事例の紹介などがあり、参加者による決議を採択してシンポジウムを閉会しました。決議は年明けに戸成市長と広島県知事に提出されます。